

手続の合理化・簡素化

認可手続の合理化・簡素化

- 履行法第21条第1項等に基づき、保険法人は業務規程の変更等について国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 保険法人については、保険業法等において認可事項又は届出事項でない事項も幅広く認可の対象としている。

【業務規程の記載事項】

業務規程の記載事項	根拠法令		保険業法等における対応(※)
	履行法	履行法施行規則	
1. 保険等の業務を行う時間、休日	第21条第1項	第28条第1号	—
2. 保険等の業務を行う事務所の所在地		同条第2号	●
3. 保険契約の締結の手續		同条第3号	○
4. 保険契約の内容(約款)		同条第4号	○
5. 保険料等の収納の方法		同条第5号	○
6. 保険契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理		同条第6号	—
7. 保険引受に当たっての検査		同条第7号	—
8. 保険金の支払		同条第8号	—
9. 保険料等及び責任準備金の算出方法(算出方法書)		同条第9号	○
10. 保険等の業務の実施体制		同条第10号	—
11. 帳簿その他の保険等の業務に関する書類の管理及び保存		同条第11号	—
12. 保険等の業務に関する秘密の保持		同条第12号	—
13. 保険契約に関する苦情及び紛争の処理		同条第13号	—
14. 区分経理の方法その他の経理		同条第14号	—
15. 支払備金の計算方法		同条第15号	—
16. 保険等の業務の公正かつ的確な実施を確保するための措置		同条第16号	—
17. その他保険等の業務の実施に関し必要な事項		同条第17号	—

(※)認可事項に「○」、届出事項に「●」、いずれでもない事項に「—」を記載。

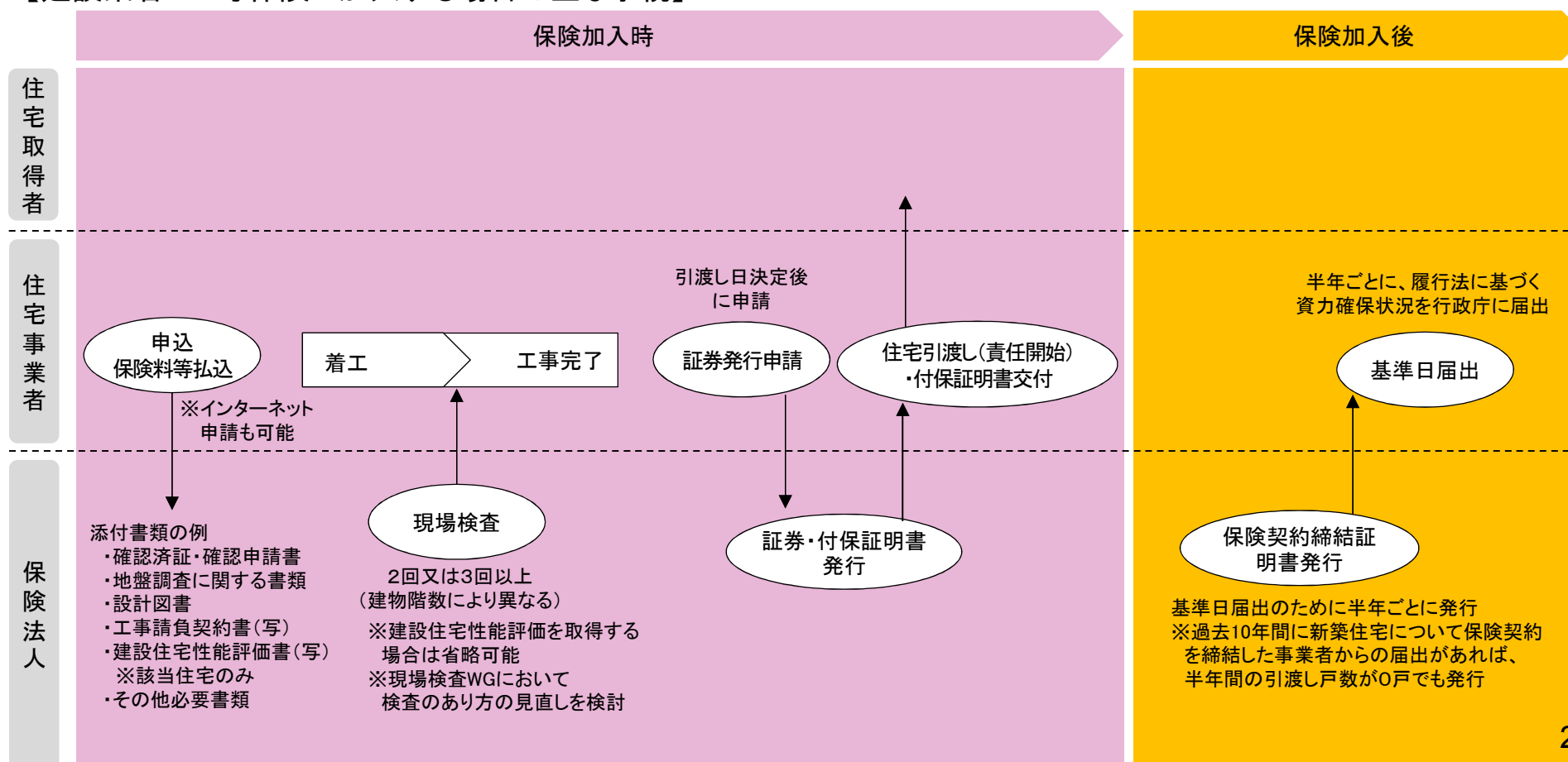
住宅瑕疵保険に関連する手続の合理化・簡素化

○ 住宅瑕疵保険に関連する手続については、インターネット申込や住宅性能評価の取得による現場検査省略など一定の合理化・簡素化が図られているが、更なる合理化・簡素化の検討の余地がある手続があると考えられる。

(例)

- ・ 住宅事業者 : 半年ごとに、郵送又は窓口提出により、資力確保状況を届出。【履行法第4条及び第12条】
- ・ 保険法人 : 上記の届出のために、半年間の契約締結が0戸の住宅事業者も含め、過去10年間に新築住宅について保険契約を締結した事業者に対して、保険契約締結証明書を発行。

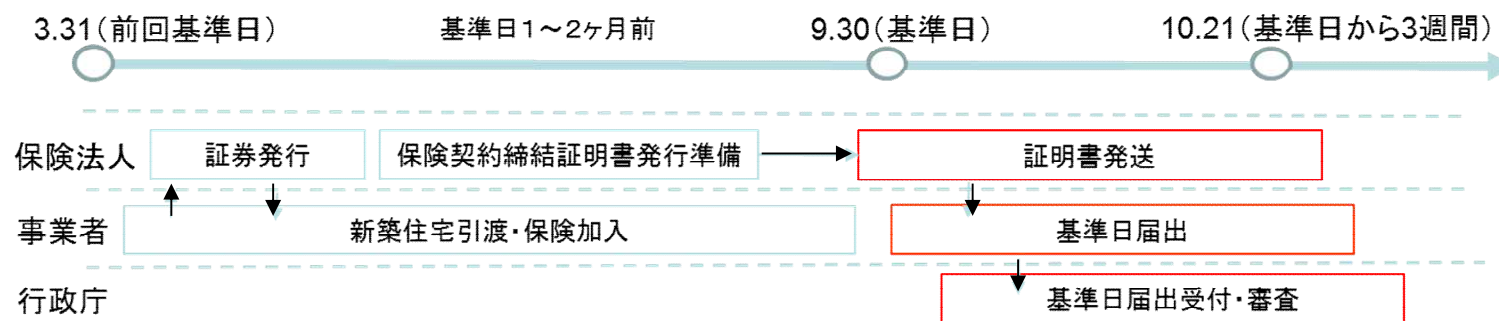
【建設業者が1号保険に加入する場合の主な手続】



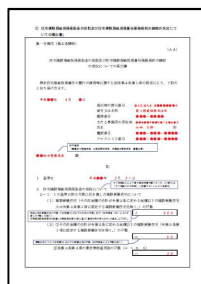
基準日届出手続の概要

- 履行法第4条第1項及び第12条第1項に基づき、新築住宅を引渡した建設業者及び宅建業者は、基準日(3月31日、9月30日)ごとに、資力確保(供託及び住宅瑕疵担保責任保険契約の締結)の状況について、国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。
- 届出にあたっては、国土交通省令で定めるところにより、保険法人の発行する保険契約締結証明書書を添付しなければならない。

<基準日届出作業フロー(9月30日基準日の場合)>

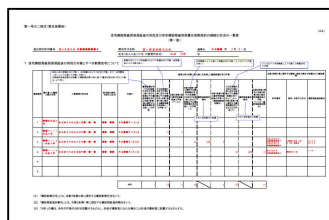


<届出に必要な書類>



届出書(省令に基づく様式)

※供託のみ又は保険のみにより資力確保している事業者は部分的に省略可能



届出基準日前6月間に引き渡した新築住宅に関する事項一覧表(省令に基づく様式)

※保険契約分については、住宅瑕疵担保責任保険法人が住宅事業者に送付する保険契約締結一覧を提出すれば足りる。

保証金に係る供託書(写し)
※供託所(法務局等)が発行

保険契約締結証明書
※保険法人が発行

保証金の供託又は保険契約の締結に関する書類

※届出対象期間の引渡戸数が0戸の事業者については、添付書類に関する定めはない。

基準日届出手続の簡素化に向けた対応①

- 規制改革推進会議の下に行政手続部会が設けられ、手続件数が年間10,000件を超えるものについては、行政手続コスト(事業者の作業時間)を3年間で20%削減することとされた。
- また、内閣官房において、利用者中心の行政サービスの実現に向けて、行政手続のオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃を中心とする「デジタルファースト法案(仮称)」の検討が行われている。

行政手続部会とりまとめ (抜粋) (平成29年3月29日 規制改革推進会議 行政手続部会)

- 行政手続簡素化の3原則
 - ⇒ ①デジタルファースト原則・・・添付書類も含めた手続きの電子化の徹底。
 - ②ワンスオンリー原則・・・事業者が一度提出した情報は再び求めない。
 - ③書式・様式の統一・・・同じ目的・内容の申請・届出について可能な限り同じ様式で。
- 取組の対象機関 ⇒ 国、地方公共団体、独立行政法人等
- 取組の重点分野 ⇒ 9分野を指定。 ※基準日届出は、「①営業の許可・認可に係る手続き」に該当
- 「行政手続コスト」(事業者の作業時間)の削減目標 ⇒ 3年間(平成31年度まで)で、20%削減する。

⇒住宅瑕疵担保履行法については、基準日届出手続が該当。

- 住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出(建設業者の基準日届出) 年間119,102件(H30実績)
- 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出(宅建業者の基準日の届出) 年間 32,721件(H30実績)

デジタル・ガバメント実行計画 (抜粋) (平成30年7月20日 デジタル・ガバメント閣僚会議決定)

3.2横断的サービス改革(行政サービスの100%デジタル化)

内閣官房は、各府省の協力を得て、行政手続等におけるオンライン化の徹底及び添付書類の撤廃等を実現するため、「デジタルファースト法案(仮称)」を速やかに国会に提出する。

基準日届出手続の簡素化に向けた対応②

- 行政手続部会によるヒアリング結果を踏まえ、基準日届出手続については、件数が多く、反復性も高いことから、手続の電子化について検討することとしている。
- 電子化の検討に当たっては、建設業の許可申請手続等、関連する他の手続との連携を図ることで、効率的かつ効果的な手法を検討する必要がある。

<行政手続部会によるヒアリング(平成30年1月実施)結果>

基準日の届出の件数が多いことから、部会委員によるヒアリング対象手続とされた。

(指摘事項)

住宅瑕疵担保履行法に基づく基準日の届出は件数も多く、また反復性の高い届出でもあることから、国土交通省として電子申請の仕組みを検討する余地はないか。

⇒ 建設業の許可申請手続に関する電子申請の検討状況と連携して行うとともに、宅建業の免許申請等に関するオンライン手続状況に留意しつつ検討を行う。

<これまでに講じた措置>

- 届出書作成の省力化を図るため、国土交通省ホームページにおいて提供する届出書様式にエクセル形式を追加(平成29年度実施)

<今後対応が必要な事項>

- 手戻り等の減少を図るため、国土交通省ホームページに掲載する記入例等の見直しを行うとともに、Q&Aの内容を充実させる。
- 事業者や行政庁へのアンケート調査における実態把握やシステム構築及び添付書類のあり方に関する検討を行うとともに、行政庁との調整を行い、必要な措置を講じる。
- その際、建設業の許可申請手続に関する電子申請のあり方等の調査・検討等と連携するとともに、宅建業の免許申請等に関するオンライン手続の状況に留意する。

引渡戸数0戸の場合の保険契約締結証明書の取扱い

- 過去10年間に引き渡しを行った実績がある事業者は、基準日前6月間の引き渡し戸数が0戸であっても、届出を行う必要がある。
- 行政庁によっては、審査の補助のために引渡し戸数0戸の場合にも、保険契約戸数が0戸であることの証明書(0戸証明)の添付を求めている場合があり、事業者にとって負担となっているとの声がある。
- 0戸証明の発行に要する費用は、保険法人が負担している。

＜基準日届出受理事務に関する行政庁アンケート(平成29年度実施)、ヒアリング(平成30年度実施)における意見＞

※各地方支分部局、都道府県に対して、0戸証明の廃止に関する意見を聴取。

(賛成意見)

- ・事業者において基準日の届出書類として添付すべきかどうかの判断に迷い、行政庁に問合せを行うケースがある等、事業者と行政庁の双方において0戸証明書の扱いが負担となっている。
- ・保険法人からの保険契約締結証明書発行事業者リストの提供により、実際の戸数の確認は可能。

(反対意見)

- ・届出書に誤記載や記入漏れが多く、0戸証明がないと届出内容の特定が困難。証明書が審査の補助となっている。
- ・証明書の送達が届出の契機となっている。送付が廃止されれば自主的な届出が減少し、行政庁における督促業務が増加することが予想される。

0戸証明の添付要請の有無について

要請している・・・31機関(うち省略に支障有り11機関)

要請していない・・・63機関

＜届出件数に占める0戸の届出の割合＞

例)H30.3.31届出	建設業者	宅建業者	合計
国交省届出 (うち0戸の届出)	2,006件 (917件(45.7%))	1,035件 (432件(41.7%))	2,848件 (1,349件(47.4%))
都道府県届出 (うち0戸の届出)	58,105件 (37,986件(65.4%))	15,414件 (10,137件(65.8%))	70,382件 (48,123件(68.4%))
合計 (うち0戸の届出)	60,111件 (38,903(64.7%))	16,449件 (10,569件(64.3%))	73,230件 (49,472件(67.6%))